

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線の用に供する土地・建物に係る特例措置			
税目（条文番号）	登録免許税（租税特別措置法第 8 3 条の 4）			
見 直 し の 内 容	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業の実施に伴い、事業継続が困難となるおそれがあると認められる鉄道事業者から土地・建物の譲渡を受けた者の当該譲受した土地・建物の所有権の移転登記等に係る課税の特例措置の廃止</p> <p>【特例措置の概要】 所有権の移転登記： 税率 20 / 1000 8 / 1000 地上権・賃借権の移転登記： 税率 10 / 1000 4 / 1000</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 8 3 条の 4 租税特別措置法施行令第 4 3 条の 4 租税特別措置法施行規則第 3 1 条の 7</p> <table border="1" data-bbox="1015 958 1490 1048"> <tr> <td data-bbox="1015 958 1222 1048">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 958 1490 1048">1 7 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	1 7 百万円
増収見込額 （平年度）	1 7 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業の実施にあたっては、鉄道事業に係る土地や家屋等の資産を譲渡するケースが想定され、この場合に発生する登録免許税についての軽減措置となる本特例を平成 20 年度に創設した。</p> <p>平成 20 年 10 月 1 日に法律が施行されて以来、福井鉄道及び若桜鉄道の 2 社が鉄道事業再構築事業を実施したが、2 社とも本特例の適用となる、三セク等の新会社に土地や家屋等の資産の譲渡を行うケースとならなかったため、特定鉄道施設の取得に伴う不動産の権利の移転登記が行われず、本特例の適用実績が無かった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本特例を廃止する。</p>			